

第二回 国会 農林委員會 議錄 第二十九号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

午後一時二十六分開議

出席委員

委員長 井上 良次君

委員 岩本 信行君 森 幸太郎君

佐竹 新市君 永井勝次郎君

小川 運英君 寺島隆太郎君

森 孝雄君 北 二郎君

小川 原政信君 小野 源忠兵衛君

佐々木 秀世君 重 富 卓君

田口 助太郎君 網 島 正興君

野原 正勝君 松 野 頼三君

八木 一郎君 渡 邊 良夫君

清澤 俊英君 黒 田 壽男君

田中 繼之進君 成 瀬 喜五郎君

野上 健次君 海 淵 松太郎君

守田 道輔君 青 木 清左門君

小林 運英君 關 根 久蔵君

寺本 齊君 中 垣 國男君

坪井 龜藏君 的 場 金右衛門君

平工 喜市君 松 澤 一 君

森山 武彦君 山 口 武彦君

大龍 龜代司君

出席國務大臣

農林大臣 永江 一夫君

出席政府委員

農林政務次官 大島 義晴君

農林事務官 山 添 利作君

農林事務官 遠 藤 三郎君

委員外の出席者

農林技官 鹿 島 恒君

専門調査員 岩 隈 博君

六月二十八日

肥料配給公團令の一部を改正する法

第一類第九号 農林委員會議錄 第二十九号 昭和二十三年六月二十九日

律案(内閣提出、参議院送付)(第一九一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

種畜法案(内閣提出)(第一八六号)

肥料配給公團令の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第一九一号)

○井上委員長 それでは会議を開きます。

午前中懇談会を開いて、肥料配給公團令の一部を改正する法律案並びに種畜法案の二案を議題に供し、政府側から二案に対する提案理由の説明を求めました。この提案理由の説明は、そのまゝ速記録に載せることにいたしました。

種畜法案
(法律の目的)
第一條 この法律は、畜産の振興を図るため、種畜を確保し、その利用を増進し、もつて家畜の改良増殖を促進することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の種雄であつて、その飼養者がこれを種付(人工採精を含む。以下同じ。)に供用する目的で主務大臣から証明書の交付を受けているものをいう。

第三條 主務大臣は、前條第一項の証明書の交付の申請があつた場合には、その家畜について検査を行い、傳染性の疾患(以下疾患という。)を有しないものにつき、その飼養者に対して証明書を交付する。

第四條 種畜でない牛、馬その他政令で定める家畜の雄又は第六條の規定により証明の効力を停止された種畜は、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

第五條 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めたる場合には、省令で定めるところにより、種畜検査委員会をして種畜について疾患に関する検査を行わせることができる。

第六條 主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果疾患にかかつていないと認めたる種畜について、省令の定めるところにより、第三條の証明書の証明の効力を取り消し、又は停止することができる。

第七條 種畜の飼養者は、当該官吏若しくは吏員又は種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求された場合には、その種畜の証明書を呈示しなければならない。

第八條 家畜の所有者又は飼養者は、家畜登録協会を設立することができる。

第九條 家畜登録協会は、法人とする。

第十條 家畜登録協会は、その名称の中に、家畜登録協会又は家畜の種類の名称を冠する登録協会という文字を用いなければならない。

第十一條 家畜登録協会は、この法律に定めるものの外、民法(明治二十九年法律第八十九号)の社團法人に関する規定を準用する。

第十二條 主務大臣は、種畜の確保に關し特に必要があると認めたる場合には、家畜の飼養者に対し、地域並びに家畜の種類及び年齢を指定し、移動又は殺の制限に關し必要な命令を発することができ

第十三條 第十二條の規定による命令に違反した者は、これを五千元以下の罰金に処する。

第十四條 第四條第一項又は第二項

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

重を期す所存であります。本法はその
円滑なる施行によりまして、現下の資
産振興に対する澎湃たる要望の一端に

を可及的速やかに回復して、畜産の飛躍的發展の實現に資したいと存するの

右のような理由によりまして、この法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せら

れんことをお願い申し上げます。
次に肥料配給公團令の一部を改正する法律案提案理由を申し上げます。

重要農業生産資材であります農薬は、その使用の対象が農作物の病害虫防除にあるのでありますが、この病害

虫の発生は年により、所によりまして著しい差異があるばかりでなく、傳播性をもつて居りますので、農薬の配給

は、その發生に即應して、しかも時期を失せずに行われなければ全然効果がないのであります。

農産物の配給規則を制定し、從來の一

手買取賜臺の總布フ云を停止いたし
して、新にクーボン制による配給制度
を採用し、実施いたしておるのであり

は、病害虫の発生常習地に対する農薬の配給は、大体支障なく行うことがで

たは異狀發生した場合においては、從來の一手買取機關の如き保管施設が無

これに必要な農薬の配給はきわめて困難であり、病害虫の猖獗に施す術もな

て多いのであります。これが対策とし

二

重を期す所存であります。本法はその
円滑なる施行によりまして、現下の資
産振興に対する澎湃たる要望の一端に

を可及的速やかに回復して、畜産の飛躍的發展の實現に資したいと存ずるの

右のような理由によりまして、この法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せら

れんことをお願い申し上げます。
次に肥料配給公團令の一部を改正する法律案提案理由を申し上げます。

重要農業生産資材であります農薬は、その使用の対象が農作物の病害虫防除にあるのでありますが、この病害

虫の発生は年により、所によりまして著しい差異があるばかりでなく、傳播性をもつて居りますので、農薬の配給

は、その發生に即應して、しかも時期を失せずに行われなければ全然効果がないのであります。

農産物の配給規則を制定し、從來の一

手買取賜臺の總布フ云を停止いたし
して、新にクーボン制による配給制度
を採用し、実施いたしておるのであり

は、病害虫の発生常習地に対する農薬の配給は、大体支障なく行うことがで

たは異狀發生した場合においては、從來の一手買取機關の如き保管施設が無

これに必要な農薬の配給はきわめて困難であり、病害虫の猖獗に施す術もな

て多いのであります。これが対策とし

てこれら緊急事態に対処して適切な農薬の配給を行うためにはこれに必要な農薬を被害地の発生危険地方に貯蔵保管し、何時でもただちに配給できる態勢を整えておくことが肝要であります。が、現配給制度におきましては、かような保管施設がないために、同じ農業生産資材を取扱つて居ります肥料配給公團に、これを行わせることが最も適当と認めまして、肥料配給公團にこの緊急用の農薬を取扱わせるため必要とする肥料配給公團令の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

○井上委員長 午前引続き質疑を継続いたしますが、この際特に北陸地方の震災について、農林省としてこの震災に対する緊急対策を実施いたしておられますから、これについて大臣から発言を求められておりますので、お許しします。永江農林大臣。

○永江農林大臣 この際昨日福井県下並びに石川県下に起きた震災につきまして、農林省としてとりました緊急の処置について御報告申し上げたいと思ひます。いづれその震災の事情につきましまして、逐次正確なる報告があると思ひますので、この点の詳細なる報告が到着次第、適当な機会に農林省としては発表いたしますが、一應ただいままで判明いたしております緊急処置について御報告申し上げます。

ただいままでのところ、福井県からは通報に接しておるのではありませんが、石川県の分は未着であります。農林省におきましては、緊急処置として、概略次の通りのことをいたしておりますが、特に農林省の方針としては、農

林、漁業生産力の維持及び民生の安定に万遺憾なきを期するという点に重点をおいておるのであります。第一には福井県所在の凍結米中七千石をとりあえず放出することによりまして、さらに愛知縣、岐阜縣、滋賀縣の各府縣食糧配給公團より、必要人員を派遣いたしまして、震災地における主食の配給確保に万全を期してゐる次第であります。なお石川縣におきましても、通報のあり次第同様の処置を講ずる所存であります。

第二には本日食糧管理局と植林局、林野局三局の係官からなる現地調査團二班を編成いたしまして、福井縣、石川縣兩縣に至急視察調査せしめるつもりであります。なおみそ、醤油、カン詰等の副食物、住宅復興用の製材等の緊急需要の充足に遺憾のないよう、併せて処置をするつもりでございます。右とありえす御報告申し上げます。右と

○平工委員 大臣にちよつとお尋ねしておきたいのですが、福井縣も福井縣ですけれども、あれだけの強震では隣縣、たとえば岐阜縣なんかはその脅威を感じてゐる。去る濃尾震災の震源地と今度の震源地は大方二十里とは隔つておらないと思ふ。そこで山村の方で被害があつても、縣廳の人員が少く、本省の方に被害報告の手続が遅れてい

たとしても、福井縣と同じような被害があれば、福井縣並に救済手段を講じてもらいたいと思ふが、その御用意をお願ひしたい。

○永江農林大臣 ごもつともな御意見であります。ただいまのところ福井縣と石川縣が大きな被害を受けておるという予想であります。もちろんこの震災によりまして、それらの縣以外

の縣におきましてもいろいろ被害が判明いたしますならば、當然たたいま報告いたしましたような線に沿ひまして、應急処置を講ずる意図でございます。

○井上委員長 それでは種畜法案についての質疑を継続いたします。ちよつとこの際申し上げておきますが、御存じの通り午後本會議がございまして、本會議が開会されますと、委員會は一時休憩しますか、散会かの処置をとりますから、できるだけ質疑者は要點に限つて質疑を継続されて、時間的に能率をあげていただくようお願いをしておきたいと思ひます。

○小川原委員 私は種馬統制法と種牡牛検査法が廃止されるのにつきまして、ここに特に一言お尋ねをしておかなければならぬ問題があるのではありません。廃止でありますから事が大きくな

いように思ひますけれども、非常に大きな問題が起ると思ふのであります。御承知のごとくこの法案の第一條を見ますと、「畜産の振興を図るため、種畜を確保し、その利用を増強し、もつて家畜の改良増殖を促進することを目的とする。」とあるものであります。て、廢案であるけれども、今度の目的というものと非常に大きな関連をして

おる。なぜそう申すかという、種馬統制法は軍馬のためにほとんどできておるようなもので、國家はそういう強力な方法によつて増産をはかつてまいつたので、これが廃止になりますと、それに伴つて配合検査というものもやめねばならぬという結論になるのではないかと申す。國家が今まで非常に多額の金を出して、馬のために非常に

骨を折つてまいりまして増産を奨励した。今度それをやめてしまふというところ、この法案を見るとどこに書いてあるかは知りませんが、どうも國家が種牡馬をもつていくというのではないように見受けられます。國家が種牡馬を今まで通りに所有して行くのならよろしいが、もし所有していかないとすると、この増産をはかるということとは、種畜を確保するということになりまして、その目的は達しられないと考えるのであります。この点ひとつ大臣のお考えを願ひたい、かように考えるのであります。

第二点につきましては、増産をするということでありまして、敗戦後におきましては、私の資料によりますと牛も馬も非常に減つておるのであります。昭和二十一年度かと思ひますが、今

ちよつとはつきりしませんけれども、六月ごろに日本の馬と牛の現在数を調べて、自分が割り出してみますと、非常に不足になつておるのであります。そこでこのことを當局に申し上げ、自分のこしらえた数字も關係の人にも見せましたが、大体それに同数のような数をもちまして畜産局は五箇年計画といふものをお立てになつたようであり

ます。そのお立てになる前に私はこの数字を発表しておいたのであります。が、五箇年計画があるとおつしやられて、それは心配ないのだといふことになるかもしれないが、私の見るところではそれはまいらぬと思ふのであります。この種馬統制法というものをとつてしまつたあと、増産施設をいかにしようといふこととお考えでありますか。この二点をまずはお聴きたいと思ひ

ます。

○永江農林大臣 第一点につきましては、從來通り國が種馬をもつてやるといふ方針につきましては、財政の許す範囲においてはそういう方法をとりたいと思つております。しかし今までの通りと違ひまして、この法案にありま

ような委員會がこれを主として掌るといふことにしておりますので、われわれとしても、今後の家畜の増殖、改良等を促すためには、やはり本法案が示しておるような委員會が中心でやつていくことが安当である、こう考えておる次第であります。

なお第二点については、國がこの点について力を抜くのではない、その結果實際五箇年計画を立てておいても、その効果があらぬのではない、かといふ御心配がありますが、法の精神が官僚的な集權的な傾向を避けておるわけでありまして、その線から申しまして、第一段に申しましたような委員會の運営によつて、この新しい法の目的を達しますとともに、國で立てておる五箇年計画については、政府のいろいろの面からの指導育成の強化によつて、その目的を達することができると考えております。

○小川原委員 一問に対しては委員會を設けてやるからというお話でありまして、それも一つの方法で決して悪いと思ひぬのであります。けれども何を申しまして、戦後におきまして私どももその道について努力をいたしておりますが、いかように努力をいたして、馬一頭何万円、種馬一頭三十万円、五十万円という金をかけていかなければならぬというのに、口さきばか

りてやつたから言つても、決して農民はこれに呼應してくるものではないのであります。そこで何ほど委員会ができました、この農業経営の経済面から考えまして、これを殖やすことは容易でない問題であります。そうすると自然に減耗をしていかなければならぬ。なせ減耗するかという更新をしていかなければならぬからです。人間のよう自然繁殖をするならばよろしいが、馬のごときはそういかなないので、更新を重ねていきますと、その更新に日を重ねてこれがた落ちに落ちてしまふのであります。委員会の口さきや手さきの仕事ではできないから、この経済というものに相当思い切つた金をかけなければならぬのであります。私はこの委員会に反対するのではないのであります。委員会をお立てになるとすれば、國家はどれだけの金をここに注ぎ込まれるかということであり、まず経済問題がものを言うのであります。その点の御計画をひとつお示し願いたい、かように考えます。

○遠藤(三)政府委員 五箇年計画の實現に対する具体的な方策、特に予算の点であります。いろいろ増殖計画のやり方については困難な問題が出てまいりますが、しかしあらゆる困難を克服して五箇年計画の達成に努めたい。予算の点につきましては、昨年度は一億五、六千万円程度でございまして、五箇年計画を実施するといふ見地に立ちまして、大体六億五、六千万円の予算を今回の予算案にも計上しているような次第であります。これらの経費の内容を見てまいりますと、いろいろありますが、要するに五箇年計画を

あらゆる方面から達成するように、その目的のもとに編成されたものでありますから、御了承願いたいと考えます。

○小川原委員 時間がありますから、その問題は保留して、後刻お尋ねすることいたします。大臣が御答弁なれば、大臣の方にひとつ問題をかえて御質問申し上げます。五箇年計画ができたけれども、この五箇年計画というものは私はあてにならぬと思つております。一体なぜあてにならぬかと申しますと、この種馬法がありまして、ときには、國の力というのから、農民はいやでも應でも配合せねばならぬという義務を負わされたから、配合して増殖をしておつたのであります。ところが一旦これをとつてしまつたら自由意思であるのだ、こういうことになりますと、この法案がなくなれば、いかに考へましても、前申しました通り経済というものが伴わなければ、増殖をするということにはならぬのであります。そこでこの五箇年計画という数字は、私はあてにならぬ数字であつて、私どものこしらへましたところの自分のこのしおりは、まず國家といふものの力を頼つてこしらへた数字が、私どものこしらへた数字でありますので、今日のようになつては、さらに直していかなければならぬ。そうす食糧確保臨時措置法案につきましても、私は大臣にお尋ねしようと思つておつたのであります。今日はしませんが、明日でもいたしたいと思つたのは、この畜産といふものを基本に考えなければ、食糧増産といふものは絶対にできない。数字に頼つてやつたならば、

食糧増産はた落ちになり、畜産はもとよりた落ちになるのであります。それはお前は見解の相違だと言われれば、それまでのことでありますけれども、實際の問題はそういう簡単なものではないのでありますから、この点私は農家の経営にあたりまして、一体どの点まで馬なり牛を保有しておいて、どういう方法にしていけば日本農業の基本といふものができるのかというところを、大臣にお尋ねしたいと思つて

○永江國務大臣 基本を示せといふことであります。もちろん原則的には、御承知のようにわが國の農業が有畜農業として、総合的な経営をなさなければならぬといふことは、すべての人々の認めるところであります。従つてこの有畜農業の實體を充実していくための具体的な施策についてお尋ねのことと思つていただくと、一農家とれくらのものが理想であるかといふことについては、その土地々々の特殊な事情によりまして、数字的に一農家当りいくらという数字を出すといふことは、單なる机上のプランに終るのではないかと思つてお尋ねするのであります。やはりその地方々々におきまして、それぞれ違ふものと思つてお尋ねします。今ここで一戸当りどれだけの率を馬なり牛について保有することが適當であるかといふ数字については、私はにわかにかに結論的に申し上げることはできない、こゝろ思つてお尋ねします。

○小川原委員 馬の多くおります地方は、御承知の通り九州と北海道と東北であります。この日本の形態をみますと、今申しましたような動物のいる方面が主として生産を高めておるのでありますけれども、御承知のごとく牧場といふものが縮小されて、四十町歩をもつて馬を養うといふことであります。四十町歩の牧場でもつて馬を何頭放すことができるかと言へば、五頭くらいしか放すことができないと思ふ。五町歩に一頭といたしましたならば、もつと多く放されますが、七、八頭の馬を放しておいたとするならば、その牧場はその翌年になつて何を放すか。一方は種馬統制法が抑えられ、一方は牧場が抑えられて、そうして開拓していかなければならぬ土地はたくさんあるのであります。國家の立てました計画は根本から破壊されてしまふ。私から申しますと、こんな五箇年計画などというものは鼻紙にしてよいと思ふ。そういうことになりましたら、増殖しようなどということ、あるいは家畜を保有するなどということ、それは痴人の夢であると思つてお尋ねしますが、それはどういふふうにお考えになつておられますか。これは重大な問題でありますから、一つの言葉じりや二つの文字ではない。日本の農業の基本問題でありますから、ひとつしつかりと事實問題についてお話を願いたいと思つてお尋ねします。

○永江國務大臣 いろいろ役馬、役牛につきましても御意見でありますけれども、あるいは三町歩に一頭とか、一町歩に一頭とかいふようなことは、それぞれ飼料の關係で、適當な数字なり實際の効果についての基礎が出てくると思つてお尋ねします。しかし今お話の中にありました四十町歩に牧場を制限して、その結果結局効果が薄いと申すこととありますが、これはアメリカなどの例をとつてみましても、やはり非常

に飼料の關係といふことがわが國とは違つております。そういう状態を勘案いたしまして、やはり四十町歩をもつて制限いたしまして、日本のあらゆる家畜の面における増産ということ、合理的に経営すれば可能であるといふ根拠をもつてお尋ねわけでありませう。しかしこれについていろいろ御議論がありましたように、また片方の一つの理論から申しますと、相當廣い地域に限定して、四十町歩に限定しない方がよいという御議論もありませんけれども、御承知のように、關係方面ともいろいろ意見を交換いたしました結果、四十町歩という制限が置かれたのであります。私どもは、この制限のもとにおいて最高度の能率をあげていくといふ具体的な方策をとつていきたいと思つてお尋ねします。

○小川原委員 私は種馬統制法廃止について反対ではないので、廃止してよろしいという前提のもとに申し上げてお尋ねしますが、ところが牧場といふものはそういうものではない。まつたく牧場といふものを知らない人の觀念です。一体牧場といふものは二つなければ理想ではない。アメリカやアルゼンチンあたりの牧場と日本のそれは違ふのであります。そういうことを申し上げると長くなるのでありますが、牧場は草が生えているから牧場と思ふことは大きな誤りで、草が生えているから牧場ではない。そういうことが一切日本人にわからない。実に情けないと思ふ。そのことは時間がかかるから申し上げませんが、理論的また實質的に考へて、日本の土地と、アメリカの土地と、アルゼンチンの土地とは違ふ。地質が違ひ、氣候が違ひ、四囲の環境

が違ふ。しかるにフランスにいい馬ができたから、日本にも必ずいい馬がでると考えることは、痴人のたわごとでありませう。そういうものではない。それを面識でいこうというなことを考えることがいかぬし、現在日本人の家畜に対する態度と、外人の家畜に対する態度が違ひ、日本には日本の永い習慣があつたものでありますから、これをやめると、がた落ちするといふことはわかりきつておるのであります。がた落ちしてしまつて生産があがらぬならば、それを取返すのに何年あるいは何十年からなければならぬ。そうして努力が足りなければ、それきりになつてしまふのでありますから、これは非常に大きく考えなければならぬもので、この種馬統制法をおやめになつたならば、一体種畜をどういうふうにして保存しようとお考えになられるのであるか、この点をお伺ひいたしたい。いろいろ議論もありませんし、お尋ねいたしたいこともありますが、今のお話を聞くと、早くやつてくれといふことで、不満でありますけれども、これは根本ですからお尋ねしておかなければならぬ。

○永江國務大臣 この点は最初にお答えしたと思ひますが、やはり種馬につきましては、國が持つべきものは國の財政の許す範囲におきまして持ちまして、民間においても民間の財政事情の許す範囲におきまして、できるだけ多くのものを保有いたしまして、兩者の協力によつて保存していくという考えをもつております。

○小川原委員 そういふお答えなら局長に聴いた方がよろしいので、あまりお尋ねせぬことにいたします。

次に一点お尋ねいたします。總理大臣がその施政方針の一端をいたしまして、日本の林野を三百万町歩開放すると言われたが、一体この三百万町歩を開放して何に利用するのか。利用ということになれば農林大臣の所管であるが、どうお考えになつておりますか。これは牧場にでもして、馬や牛や羊を入れて利用していくというお考えでありますか。

もう一点は、五箇年計画——われわれは五箇年計画では不足であると思ふのであります。もしこの五箇年計画の卓上プランが十分できたと思へまして、日本の畜産製品の輸出はどの辺までいくかという計画、見通しをつけてやつておりますか。私もはちやんとその見通しをつけて数字をこしらへたのであります。國の数字にも必ずその見通しがあると思ひますので、この二点をお伺ひいたします。

○永江國務大臣 実は編理から本会議の席上で、三百万町歩の波丘地帯について、將來適當に開發をしたいという言明がありました。これに従ひまして農林省におきましては、中央開發委員會がありまして、この委員會に去る二十五日にかかけまして、その中で未墾地利用のために小委員會をつくりまして、鋭意研究を進めていくわけでありませう。その目的とするところは、もちろん輸出のために、いわゆる波丘地帯の中で約三百万町歩くらいの桑畑の開墾というふうなことも、一つの計画として入れております。もちろん今お尋ねにありますが、牧畜の点について、どれだけの適地があるかというこの研究も中にはいつております。従つてこの研究のために、あるいは林産、畜産、

畜産等の面からこれを研究いたすと同時に、もう一つは、今やつておりますような開拓、開墾の見地から、いろいろな方面から研究をいたしますために、小委員會で全国的な調査をいたしまして、そうして今までやつております開拓の實際とこの計画とを結びつけて、漸次これを具体化していくという方針であります。従ひましてこの調査の結果が明らかになりますと、牧畜についてもさらに大きな面が開かれる、こう考えます。

第二の五箇年計画の話ですが、大体畜産についてこの貿易については、東亞圈内をその対象とするという程度の案しかないのであります。

○小川原委員 最後に、昨年度におきまして十七万五千町歩の開墾事業をやつて、五万町歩ばかりは人がはいつたやうであります。あとは馬や牛や、すなわち家畜がなくて農耕ができぬという実情にあるのであります。こういう速急を要する家畜をどういうふうに奨励して、早く有畜農業をなさしめようというふうな考えがあらうか。お考えがあらうならば述べていただきます。これは非常に大きな問題だと思ひます。

○永江國務大臣 この点につきましては、開拓地におきましていろいろ政府の補助いたします資金の面について、ただ金を渡さずに、金に代るべき他の開拓に必要なものでやる。こういうふうなことでいろいろ御審議を願つております。そういう精神に従ひまして、開拓地における開墾上必要な家畜を、政府の斡旋で導入していくというふうな考えをもつております。

○小川原委員 もう大臣にお尋ねいたしません。畜産の方には大臣、もう少し心を配つて、何とか増産するようにならうに御配慮願ひなければならぬ。失礼な言葉で申し上げてお許しを願ひなければならぬが、どうも私の考えと大臣の御答弁はしつくりしない点がある。これは畜産についてのお考えがそこまですらぬ。御熱心でないと思ふ。こう申し上げては悪いが、これでは日本の農業といふものは成り立たぬ。私も畜産のための畜産でなく、農業のための畜産で、日本人のための畜産でありますから、何とか御研究願つて、畜産の方に経済的にも、いろいろな面におきまして、ひとつ大臣としてお骨折を願ひたい、こう考えております。ただそれだけ申し上げまして大臣に対する御質問はやめます。

○永井委員 大臣お忙しやうであります。が、一つだけ大臣にお聴きして、あとは局長にいろいろお尋ねしたいと思ひます。馬産の増殖をはからなければならぬのであります。その生産地帯において一番現在障害になつてゐるのは傳食の問題であります。数字の上から申しますと、傳食の殺処分をしたものは、頭数が漸次減つてきておりますが、實際は届出をしていない、あるいは戦時中のような、これに対する取締りを十分にやつていなかった。やらない結果、実はどん／＼殖えてゐる。そういうような潜在したものが非常に数に上つてゐると思ひます。これに対して徹底的な取締りをやるとともに、これに対する処置を講じなければならぬ。しかるにこれに対する何らの措置が講ぜられていない。殊にこの傳食の問題に對しては、ほかの動物をもつて試験が

できないというわけで、これに対する予防的な措置、治療的な措置を講ずる方法がまだつかぬ。こういう現状にあるのでありますから、病馬を大学なり試験機関なりに集めて、徹底的に病氣の原因を追究することを強化し、それから潜在しているものを明らかにして、根本的な対策を立てるという根本策を樹立する必要がある。これに對して大臣はどれほどの認識と、これに對する決意をもつておられるか。この点だけ大臣にお伺ひいたします。

○永江國務大臣 今お尋ねの点も非常に重要なことであります。それについて具体的に私もがやろうと思ひましたことは、予算に現れてゐるわけでありませう。これもいろいろ議論のあるところであつた。この予算で十分であるとは申し上げかねます。しかしただいまの全般的予算の立場においては、本年はこの程度で私も最大の効果をあげたい、こう考えております。

○北委員 種畜のおもなる生産地は、馬にしても、牛にしても、やはり北海道であると言ふことができると思ふのであります。せつかくこの法案ができましたら、たとえば今農地改革によつて六十町歩つておるものが、四十町歩になる。これは内地であります。が、たとえば小岩井農場にいたしましても、非常に縮小する。そういういたしますれば、この種畜の改良上に非常に重大な支障を來すと思ひますが、農林省はいかなる手を用意してゐるか、この点をまず伺ひたい次第であります。

○永江國務大臣 速記を止めて。

○井上委員 ちよつと速記を止め

(速記中止)

○井上委員長 速記を始めて。

○北委員 次に、最近農林省の種畜に對するすべての行政を見ますに、北海道に一番優秀なものがあるにもかかわらず、これを捨てておいて、内地の種畜を種畜に使うとか、あるいはそうしたい優秀でない馬を種畜馬に使う。こういう傾向が非常にあるのであります。北海道における優秀なもの、内地に持つてきて、そうして内地の牝牛なり種牝馬なりに交配して、いい牛をつくり、いい馬をつくるというお考えはないかどうか。

○永江國務大臣 その点は、先ほど私がお答え申し上げましたように、政府の財政が許す範囲においては、そういう方法をやりますと同時に、やはり委員会の治用等によりまして、民間の方々の御協力を得て、こういう方法をやっていきたい、こう思っております。

○北委員 これで大臣への質問を終ります。

○小川原委員 それでは畜産局長にお尋ねしたいと思つて、五箇年計画のことについて今お話がありました。この五箇年計画をやりまします上におきまして、將來の日本の馬のあり方、農用馬、種馬、それから競馬用の馬というように、大体において三種くらいにわけつくりまします上において、種馬は一体何ほどは要求しておられるのか、それから農用馬はどのくらいあればよいのか、競馬というものはどれくらいに止めようとするのであるか、これらの三つの点についてお伺いしたいと思つておられます。

○遠藤三(三)政府委員 五箇年計画におきまして、馬をどの程度増殖するかというところにつきましては、馬事会その

他馬の關係の團體の方々と密接な連絡をとつて研究してまいつたのであります。一應五箇年計画を目標として、現在四百九十九頭ばかりありますのを、百三十五万頭、そうしてそれは年度初めでありましますから、大体年度の終りには百五十万頭になるという含みをもつて増殖の計画を立てたい。こういう考えでまいつておるのであります。ただいまお尋ねの農用馬、あるいは競馬用、あるいは種馬用の増殖の目標であります。農用馬につきましましては、おおよそ体高一・四五メートル程度のものを、体重三百七十五キロ程度のものを標準にして、種類は中間種を主とする増殖の計画を立てておるのであります。なお北海道においては、中間種のほか、重種を要することも考えております。そういうような方針をもつて進んでおります。それから競馬用馬につきましても、おおよそ体高一・五八メートル、体重五百三十キロを標準といたしまして、多少重種の血液を含む中間種を主として、北海道においては中間種及び重種とする。こういうふうな考え方をもちて進んでおります。なお競馬用馬については、これは申し上げるまでもないのであります。が、軽種と中間種と両方にしていまいます。これらのそれらの馬の増殖の頭数、何をどれだけというふうな頭数の問題については、それらの関連を考へ、全体の調整をはかりつつ、全体の目標百三十五万頭に近づけるようにやつていきたいというふうに考えております。

○小川原委員 大体わかりました。そこで、今お話しになりましたことから

考えてみますと、この種馬統制法をやめまして、そうして配合検査といふものをやりますならば、これが中間種であるとか、一・四五メートルとかいふようなことが、一体何によつてできるか。これはサラブレッドであるといふことを何によつて考え出すか。こういうことになる。その頭数が、要求しておる頭数とまったく食い違ひが起つてくる、そういうふうに私は思います。それから、一体現在の北海道におけるおる種馬などはかたわであります。ベルシユマン種ならベルシユマン種といふことにしても、ほんとうのベルシユマンではない。かたわのベルシユマンをこしらえておる。ああいうものを標準馬として一体これからお進めになるかどうか。一例をとつて申しますと、北海道では体高も大きくならない、体重も大きくならない、なるほど一人前の馬であるように思ひますが、温かい地方に持つてくると、それがノコノコ大さくなつてしまふ、お北けみいたな馬をつくつておる。そういうことになりますと、種馬統制法がないというところになれば、これは非常に違つたものができてくる。こういうことになつてきますが、そういう点ははいかようにお考えになりますか。

○遠藤三(三)政府委員 ただいま御指摘の、配合その他種馬の統制についての力を非常によつてまいつて、はたして目標としておる所要の頭数が維持できるかどうかという点であります。この点につきましましては、御指摘のように、強い統制をしてまいりません。で、こちらのいふ計画してまいりましたその計画に、びつたりしていくというところはなかく困難だと思ひま

す。もつとも、この計画を立てます場合に、從來の種馬統制法のような形で、強力的に統制するといふことを考へないで、前提として相当自由によつていくという、現在ここに提案してありますような種畜法のような建前をもつて、種馬の供給をそういう目標でもつてやると同時に、具体的な指導において、いろいろものがよろしいのだという技術指導をやる。同時に、経済的な諸條件を整えてまいりまして、強制的なものではないで、おのずから農民の自由意思をもつてその目標に近づいていく。こういうふうな考え方の方で計画も定め、種畜法の建前もきめてまいつたような次第であります。もちろんそうやつてまいりますと、非常にきつまるいところがございます。しかし大体の大見当を定めて、そこにだん／＼もつていくというふうな気持ちでおりますので、御了承をお願いしたいと思います。

○小川原委員 そうするとここに書いてある体型といふことは、一体どういふことを考へたのでしよう。体型といふものは馬の形をしておつて、足なりかつこうがよくて、足が丈夫であれば、それで体型を整えた。こう見るわけでありまします。これは民間において種馬として取扱う場合において見るのとありますが、どういふふうに見たらいいのでありますか。

○遠藤三(三)政府委員 その点につきましては、非常に技術的な問題になつてまいります。お差支えなければ説明員に説明させてもらいます。

○小川原委員 こまかな説明は要りませんが、これは優秀なものである。優秀といふことをここで見なければ種馬にならぬのでありますが、この優秀

という見方をどう見るのですか。たとえば甲、乙、丙というようにわけ証明書に書かなければ、あるいは優良馬なら優良馬、体型が優なら優といふふうに書かなければ、表現ができません。思います。そういうふうな種馬としての値打を見るときに、どういふふうに表示するか。今までのように種馬統制法によつてできておつたものなら、この馬にこの馬を配合してできたところの馬は大体においていいから優良だ。買ひ上げたら馬の型がどうなるかとかわないといふようなことで買ひ上げていつたが、今度はそうじやない。實際自分のものとして馬をつくつていく上において、今おつしやつたように

体型といふものをつくつておつて、そうして甲だとか言われると、それに即しないこととなる。体型もどうでもよろしい、大ききさでもよろしい。こういうことであるならば、私どもは何も感がないのですけれども、一應は今までの統制会にあるように、馬の体重がいくつで、高さがいくつというのを考へておいて、そうして種馬だけを考へないということになるとおかしなものができます。食い違ひが起ります。その点を心配するからお尋ねするわけでありまします。それであるから、この表現については簡単でよろしいと思ひます。何も専門的に聴くのはありません。

○鹿島説明員 ただいま体型、能力等の点について御質問がありました。局長が今申し上げましたのは、大体日本において馬の傾向を示す標準であります。しかし御承知の通り、日本の地形は帯のごとく長いのでありまして、必ずしもあれがどこにも適合になると

は考えられない。しかも今後その地方の農業の状況、その地方々々の要求にマッチするように、その地方々々で標準がおそらく定められなければならないと思ひます。従つてその地方地方によつて生産の方針というものが立つと思ひます。しかもその生産の方針は、需要によく適合するように、いわゆる賣れていくように、それも考えなければいかぬ。でありますから、結局は農業経営の様式、その要求によりまして、その標準なり能力なりがきまるものと考えるわけでありませう。種馬統制法時代は、一つの要求する主点がきまつておりました。しかも日本全国の馬をそれにあてはめなければならなかつた。しかし今度はそういうふうにはいかなない。その地方々々の特色を大いに尊重するということに相なると思ひます。

○小川原委員 大体話がよくわかつてきたようですが、証明書に一体どう書くかという事です。証明を與えたときに優ならぬ、特優なら特優と書かなければならぬが、相當の形を備えておるものでなければ特優とは書き得ない。ですから形と書いておるものについて、種牡馬を持つてゐる者は困る。今まではどう扱つても、種牡馬を持つてはならぬといふのであるから、どんな型の悪いものを持つておつても、どんな馬を持つておつても、國が持つておるのだから、國民ははいくと言つた。今度は型が悪くなりませうと、自由勝手につくるのでありますから型の悪いものは平氣でくると思ふ。それで私の証明書に何と書いたらよろしいか。これはどういふことになるのであ

りませうか。この点をお伺ひしておるのであります。

○黒河内説明員 それは大体こういうふうな考へておられます。大体三段階くらいに今のところ考へておられて、從來の種馬統制法、種牡馬検査法の種畜は優、今後新たに加つたものが良、可、こういふふうには大体三段階ほどぐらゐにわけたいと考へておられます。それから今度の法案の最も重要な特色は、要するに種付を受ける人が自由意思によつて自由選択をやる。そういうことがこの法案のねらいであります。

○小川原委員 ついでにお尋ねしておきます。お話を聞いておると登録協会というものを新設されるということとありますが、登録協会というものはどういふものでありますか。それをお伺ひしたい。

衛生検査を行うのは今までどういふようになりがあるのかないのか。この点をひとつ伺つておきたいと思ひます。これが馬についてのお尋ねであります。次に牛のことを二点だけお尋ねしておきたいと思ひます。これからはどのくらい役牛を養つていくかというのであります。肉牛はどのくらい養おうというお考えでありますか。この三つの点についてお尋ねいたします。

○遠藤(三)政府委員 たいだいまお尋ねの登録協会の問題であります。登録協会はこの法律でもつて特に法人格を認めさせて登録の仕事に専門にやる法人にしようといふことを考へておられます。從來登録に関するいろいろな團體がございましたが、今回は登録協会に統一してまいりたい。そして登録協会が法律でもつて與えられた特別の團體

になることによつて、登録協会の基礎がだん／＼固くなつてまいりますれば、登録事業の信用は非常に高まつてまいることとで、事業そのものは民間の事業にする考へておりますけれども、それを支える法律の基礎になる法人は、この法律で認めていきたい。こういう考へ方をもつておるのであります。

それから役牛と肉牛の問題であります。役牛の養育は昭和二十一年におきましては、百八十二万六千頭でございます。これを五箇年計画では、二十七年に二百二十万頭を目標にやつておられます。なお最後のお尋ねの衛生検査につきましましては、家畜傳染病予防法のある検査と、大体同じような考へ方で検査したいと思ひます。

○永井委員 牡馬のきん抜きは從來通り実行するのかわりか。はら馬について種馬用適格馬というよりなものを、ある程度選択してやつていく考へであるかどうか。はら馬の方はどうするか。それからやはり生産地帯、育成地帯という地帯別区域を從來通り考へておるか。それからベルならベル、ハクニーならハクニーというよりな純血を、一つの基本的な純血として残すというよりないき方でいくかどうか。純血は全然考へないで、いろいろ混血を考へていくのか。それから日本の畜産といふものを今後ドイツ的な性格でもつていくのか、あるいはアメリカ的な性格でもつていくのか、ドイツ的な性格でもつていくのか、農業経営の上に立つていく畜産といふものは、ドイツの場合であれば自給飼料の範圍において畜産を考へていく。そういう場合役牛が主としてそれに用立てられておるのであつて、馬

は放牧地帯をもつて、そこで生産し育成されていくというよりな方法であります。アメリカの場合は農業経営の中に馬がはいつておる。非常な廣い面積をもつておる経営においては、それでいいでありませうけれども、日本のように零細な農業経営の形態に立つ場合においては、粗飼料その他の關係からいつて、ある程度役牛を農業経営の中に織りこんで、馬の關係は放牧地帯その他より少し合理的に經營をやつていくというよりな、土地利用を土地別にふり分けてやつていくということが考へられやしないか。こういう点について根本的なお話を伺ひたい。

○遠藤(三)政府委員 日本の畜産の大きな目標をどこに置くかという最後のお尋ねであります。この点につきましましては、やはり日本のように國土の狭小な國では、廣大な放牧地帯や採草地を生かしていくというよりは非常に困難であります。從來の經營がきつめて非集約的でありまして、その生産力の点からいつても、きつめて非合理的な經營だといふことをしばしば言われるのでありますけれども、その点はある程度もつともな点でありまして、われわれとしては土地の集約的な經營、しかも各農業経営の中にピッタリ融合し、統合された經營といふものが、理想的な經營であらうと考へております。今後日本の畜産に残された一番大きな問題は、放牧採草地を耕地その他の目的のために開放し、そして限られた面積の保有が認められまして、その限られた面積の集約經營を行ひまして、今までの生産力を減限させないようになつて、しかもなお進んで生産力を高めていくというところに、今回の放牧採草地の開放のねらいがある。しかもその点が最も根本でありますので、これらの問題は、その点に集注して政策をやつていかなければならぬ、こういうふうな考へております。なおいろいろ技術的な問題もお尋ねがありました。説明員の方から申し上げます。

○鹿島説明員 先ほど去勢のごときのお話もございましたが、この去勢は御承知の通り明治三十年からの話でありまして、大分徹底いたしまして、それでおそらく牽丸をつけておりました。使役に不便でありますから、この点が徹底いたしましたから、皆種畜にならなぬものは去勢する習慣になつてきたが、近々この去勢法は廃止される意向があるものであります。

それから次に牝馬——はら馬とおつしやつたのであります。これは牝馬を置くかというお話であつたと思ひます。これは先ほど來お話をいたしました家畜等の登録というものは、その地方地方に適合する標準ができると思ひます。でありますからその規格にあてはまるものを、優秀な牝馬、基礎牝馬になると考へてよいと思ひます。

それからもう一つはハクニー、アングロ純血の話であります。日本の馬は御承知の通りほとんど混血種であります。その種と成なり原種となるものを外國から入れておられます。それで外國としての馬は純血をそう向ひませんが、ただ種馬となるものは純血を向ふのであります。

○永井委員 種馬検査をして合格したもの以外は去勢をするということが勵行される場合は、ある程度種馬の質を落しても、これはその増殖の上におい

を進めておる次第であります。

○森山委員 よくわかりました。この点について希望を申し上げておきます。この問題はぜひともたゞいまのお話のごとく、いい結果になるように努力していただきたいのであります。

次にもう一つお伺いしたいことは、この罰則を見ますと、非常に軽い罰金のようにあります。二千円とか、三千円とか、五千円とか、罰則があつてもなくてもほとんど効果がないというような罰則がありますが、この点はいかがですか。

○遠藤(三)政府委員 罰金その他の罰則は、あまり嚴重にしてまいるのもどうかと思ひまして、ほとんどそんなものがなくても、畜産にほんとうに熱心な者であれば、この規定はどん／＼勵行されていくようにありたい、こう考へて罰則はなるべく低く考へた次第であります。

○北委員 この法案が出た際でありますので、ちよつと申し上げますが、たゞいま北海道においては種牡牛の血液が非常にダブつておるのであります。何とかが当局と協力して、関係方面へ十頭ぐらゐの種牡牛の輸入を至急に懇請したいと思ふのであります。ひとつさうに至急手続されんことをお願いしたいと思ひます。

○遠藤(三)政府委員 特に優秀な種牡牛を入れて、日本の種牡牛の血液の更新をはかることは、きわめて必要なことであると存じます。政府として、今回の輸入計画におきましては、若千の種牡牛の輸入をはかるように計画をいたしております。ただ実際問題として、なか／＼輸出入のバランスがとれてまいりませんので、

困難であります。先般も二十五頭ばかりララの物資として、乳牛の種牡を送つていただきました。また近いうちに五十頭ばかり乳牛の種牡がはいつてくる見込みでございます。それらをもつてさしあたり血液の更新に役に立てたいということを期待している次第であります。

○成瀬委員 種畜法につきまして、目的なりその他につきまして質疑を重ねてまいりましたが、私はこの法案がわが國の農業経営上におきまして、一大革新をもたらすという種々の目的の列挙をいたしていることにつきましては賛成であります。ただ單に種畜法を改正いたしまして、そうしてそれらの種畜法のみをもつて増産の目的を達することはむずかしいのであります。今日略論その他におきましては、きわめて高額のなところの資金を要することでありまして、従つてこのうやうな種畜法の制定と同時に、いかにして本案の目的達成のために、地方農民の要望に答へるために、この増産の目的を達することができぬか。そのうやうな具体的方法につきまして、ひとつ説明を求めたいと思ひます。

○遠藤(三)政府委員 この増産の具体的な方法、特に資金あるいは資材等の問題につきましては、お説のごとく最近の金融の情勢からいたしますと、資金の問題に一番悩んでおります。私どもとしましては、畜産の増産をはかるために相当資金が必要であり、その資金をスムーズに供給する方法を講じなければ、生産業者も非常に大きな圧迫を受けまゐる、それを受入れて農業経営の改善をはかつていくという面の人々にも、非常に大きな打撃を與えま

すので、資金をなんとかして融通したいということを、最近特に考へておる次第であります。大体畜産の資金といつたしましては、十億程度の計画になつております。十億あれば現在の情勢では、大体畜産関係の資金もおおよその見通しがついてまゐる、こういうふう

に考へまして、他の農林関係の特別の資金融通の施策をも、他方において進めておきますので、それと相まぢまして、資金面の逼迫を緩和したいといふふうに考へております。なおその他の資材問題等につきましては、その問題に当面いたしますと、一つ／＼解決していくという考へ方でありたいと思ひます。

○成瀬委員 役畜及びこいつた畜産の増産のためには、飼料がもつとも重大な関連をもつのであります。過般食糧調査委員会におきまして、農林次官の答弁によりまして、いわゆる役畜飼養につきまゐる飼料反別は、各々末端府縣に対して指令を出してあるといふことでありましたが、はたして具体的に役畜に対しては何反歩、あるいはまた乳牛に対しては何反歩、こいつうやうにそれ／＼牛馬等の飼料確保に對する面積について、具体的数字をこの際発表してもええまゐるならば、われわれはもつて政府の保護政策と相まつて、民間における増産運動を展開していきたいといふふうに思ふのであります。また畜産などの方におきましては、食糧その他政府の方に対して、基本的にどの程度の反別が必要であるかといふような要求をしたことがあるかどうか。そういう点に關連しても説明を求めたいと思ひます。

○遠藤(三)政府委員 畜産の増産の基礎について、飼料の問題、特に自家飼料の問題につきましては、きわめて重要なことである。そこで私どももいたしましては、二十三年度の作付計画をいたします場合に、大体どの程度飼料圓の設置を認めるかといふことにつきましては、農業生産の方の担当の者といふ／＼協議いたしてまいりました。大体二十二年度においては十一万町歩ほど認める程度でありましたが、二十三年度におきましては四十七万町歩程度を認めようといふやうな、大きな方針をきめてまいつたのであります。ただこの四十七万町歩を個々の農家におろす場合におきまして、突はどこの農家へ何町歩といふやうな、おろし方のかまかいことはきめてありません。それを強制的におろす法現も何もございせんので、大体指導の方針としてはこうだといふやうになつておりますから、非常に食糧事情が窮屈な所は、その與えられた飼料圓の面積もすつと食ひこまれる。食糧事情がゆたかな所では、これが逆に大きくなつていくといふやうな事情があるかと思ひます。現在個々の農家に飼料圓の面積が非常によく確保されております縣と、なか／＼確保されておらない縣があるやうであります。それは畜産の方がだん／＼認識され、そうして他面また食糧事情が緩和されていくことによりまして、やはり強制力を用ひなくとも、なお均衡のとれた割合が下の方までおいていくやうになるのではないかと、こいつうことを考へて、四十七万町歩を下へおろすことにつきましては、無理がなくそれが末端に届くといふことを指導しているやうな次第であります。

○成瀬委員 この飼料の問題であります。米麦作は亡國農業だと言われてゐるのであります。こいつうやうな地帯に對しましては、牧野等のそれほどの面積がありませんので、米麦等のそれらの反別については、一頭については一反二畝とか、三畝とかいふやうなことに對して、もつ／＼末端オーダーに對して、その実情に副うたごころの研究なり、具体的方法をもつて、將來方法を講じてもらいたいといふことを希望申し上げて質問を打ち切ります。

○永井委員 種畜法に關する質疑はこれをもつて打ち切られんことを望みます。

○井上委員 永井君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井上委員 異議なければ種畜法に對する質疑はこれをもつて打ち切ります。採決は明日にいたすことにいたします。本日はこれをもつて散會いたします。

午後二時五十分散會

〔參照〕

肥料配給公團令の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

一、議案の目的及び要旨
病虫害の異常発生により農業生産に不測の損害のある場合に備へ、危險地帯の肥料配給公團に、一定量の農薬の予備貯蔵をなさしめようといふのである。
二、議案の可決理由
農薬の生産は概ね計画通り進捗している。しかるに病虫害の大規模

模に発生した場合に、適期に適量の配給が行われないならば、食糧増産に與える損害は測り知れないものがある。しかるに現在、農薬を大量に予備貯蔵せしめる適當の機関がない。

よつて肥料配給公團をしてこれを代行せしめるのは、すこぶる時宜に適した措置であると認め、本案はこれを政府原案の通り可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月一日

農林委員長 井上 良次
衆議院議長松岡駒吉殿